

令和6年12月17日

福生市議会議長 武藤 政 義 様

議会運営委員会委員長 山崎 貴 裕

令和6年度 福生市議会議会運営委員会視察報告書

本委員会は、令和6年度行政視察を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1. 視察日程

令和6年10月29日(火)～30日(水)

2. 視察先及び目的

(1) 栃木県那須塩原市役所 10月29日(火)

議会基本条例及び議員政治倫理条例について

(2) 福島県会津若松市役所 10月30日(水)

議会基本条例及び議員政治倫理条例について

3. 視察参加者

委員長 : 山崎 貴裕

副委員長 : 原田 剛

委員 : 仲間 正司

委員 : 小林 貢

委員 : 市毛 雅大

委員 : 小澤 芳輝

委員 : 佐藤 弘治

委員 : 清水 義朋

委員 : 堀 雄一朗
委員外議員 : 市川 佳樹(欠席)
委員外議員 : 三原 智子
委員外議員 : 西尾壽々斗
随行 : 二見 貴裕(議会事務局)
随行 : 宮脇 仁美(議会事務局)

● 栃木県那須塩原市 視察 【10月29日(火)】

1. 市の概要(令和6年4月1日現在)

(1) 面積

592.74km²

(2) 人口

113,703人

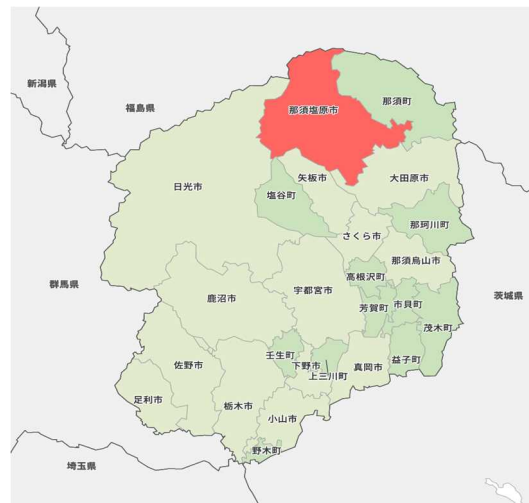
(3) 世帯数

49,495世帯

(4) 概要

2005年(平成17年)に黒磯市、西那須野町、塩原町の合併によってでき

た那須塩原市は、栃木県の北部に位置し、東京からは150km圏、県庁所在地の宇都宮市からは50kmにある。市内にはJRの駅が3つあるが、東北新幹線を利用すると、那須塩原駅から東京駅までは約70分である。広大な平野とそれに続く、ゆるやかな丘陵・高原からなる複合扇状地である那須野が原の北西一帯を占めている。市の面積の約半分を占める山岳部は日光国立公園の一部となっており、塩原温泉、板室温泉、三斗小屋温泉などの温泉地が存在する。山岳部最高峰の三本槍岳は標高1,917mで最低部210mとの標高差は約1,700mあり、扇中央部には国内有数の酪農地帯と田園地帯が広がっている。生乳生産量は本州一を誇り、水稲や高原野菜、イチゴなどの農業も盛んである。一方、市内には8つの工業団地、



産業団地に加え、タイヤ、飲料品、乳製品、畜産加工品などの工場もあり、大手企業の生産拠点となっているなど多彩な産業がバランスよく立地している。

2. 視察目的

議会運営委員会においては、議事日程、議会だよりの編集などのほかに、議会改革についての様々なテーマに取り組んでいる。その中のテーマとなっている、議会基本条例と議員政治倫理条例の制定に向けた議論は、いま活発に行っているところであり、委員各自がインターネットの活用や書物、文献を活用しての調査研究も進めている。福生市の両条例がより良いものとなるよう、実際に制定して活用している先進市を訪問し、生の声を聞き実態を調査研究することとした。

3. 調査事項

(1) 議会基本条例制定の背景・経緯について

平成19年から議会改革に取り組み、議会と市行政は独立・対等な立場で真の地方自治を目指さなければならないとし、市民参加を拡大して市民のための市政を実現するために、平成24年に市議会の最高規範である議会基本条例の制定に至った。制定に至るまでには、平成21年に議会活性化検討特別委員会が設置され平成22年度・23年度の2年間をかけて協議が行われた。同委員会では、福島県会津若松市への視察も行い先進事例の調査・研究にも取り組み、平成24年3月議会にて議員提案として制定された。

(2) 議会基本条例の運用及び検証について

平成27年3月議会において第11条の検証及び改正が行われた後、条例制定から5年が経過したところから本格的な検証が議会運営委員会で行われて来た。検証は、前文と全22条項について行われ、会派ごとの評価シート、会派間の調整シート、改正検証チェックシート、PDCA サイクルシートなどの専用チェックシートを

活用している。評価方法は「目標達成」、「概ね達成」、「一部達成(50%)」、「一部達成(30%)」、「未着手」からなる5段階評価として、条文改正や場合によっては条文の廃止までが管理評価とされているなど細かなものとなっていると感じた。また、第三者による外部評価も取り入れており、早稲田大学マニフェスト研究所などに評価を依頼しているとのこと。

(3) 議員政治倫理条例制定の背景と経緯について

政治倫理条例については、議会基本条例が制定された翌年から、制定に向けて検討が始まった。議会活性化検討特別委員会が主体となり、他市への視察や外部講師による研修、事務局が作成した素案の検討等を経て、平成27年3月議会にて制定された。住民の信頼を得る公正で開かれた議会の実現が背景にはあるようだ。

特徴としては、一部(資産と税の納付状況)ではあるが資産の公開が行われていることだろう。地位を利用した金品の授受の禁止や、セクハラやパワハラ等ハラスメントの禁止など主な項目となっている。

(4) 議会取組実行計画について

PDCA サイクルシートにて条文ごとに計画項目を設定してサイクルを回し、得られた改善点を基に、政策形成に繋げていく仕組みができています。例えば、広報広聴機能の充実の条においては、計画項目の1つとして「市民アンケート等の実施」の取組が行われ、紙媒体とSNS両方で情報を発信していくべきとの改善点が挙げられている。取組項目は「議員研修の実施」や「議会ホームページの充実化」などが設定されて、その年間スケジュールがたてられているが、そのスケジュールはかなりタイトなものとなっている。

(5) 議会報告会及び意見交換会について

平成24年8月からこれまで20回以上の議会報告会が行われてきた。常任委員会ごとに3班体制で行われている。各回ごとの参加者は平均75人となっているが、会場別にみると1会場あたり平均で15人、多くて30人となっている。なお、コロナ禍の影響で開催が出来ない間は、全国に先駆けてYouTubeにて動画配信も行ってきた。この取り組みは、第15回マニフェスト大賞エリア選抜・関東にノミネートされている。市民との意見交換も議会報告会時に行われており、リラックスした雰囲気の中で行いメンバー全員で話し合っているような効果が得られる4～5人単位でカフェ方式でも行うなど工夫をこらしている。



(上)市政における市民懇談会チラシ
行政側も年度ごとに市民と市長が話す機会を設けている。

(右)議会報告会&意見交換会チラシ



4. 所感

那須塩原市議会は、平成19年から議会改革に取組み、議員は市行政を監視・評価し、政策立案や政策提言を行うとともに市民参加の拡大、市民のための市政を実現するために「議会基本条例」を制定した。平成21年には議会活性化検討特別委員会を設置し平成22年度・23年度の2年間に協議を重ねて、平成24年3月議会において制定に至った。この間、議会活性化特別委員会においては、福島県会津若松市議会への視察を、また、各会派でも北海道栗山町、京都府京丹後市、三重県伊賀市などに視察を実施するなどの調査研究を重ねてきたことなどから

つくりと時間をかけてきたことが伺えた。

那須塩原市の議会基本条例の条文は、市民にわかりやすいことに力点がおかれている。また、議員間討議が盛り込まれているが、活発な議員間討議が行われているとは言えないようである。条例として作ったは良いが、しっかりと運用していかなければ条例自体が形骸化してしまうこともあると感じた。

条例制定から5年後には、条例の目的が達成されているかどうかの検証が行われているが、かなり細かいチェックが行なわれている。この検証作業にかかる時間と労力はかなりのもので、検証作業に対する議員間の温度差も存在しているようだ。福生市も条例制定後にこのような検証作業を行っていくのであれば、相当な覚悟が必要であり、しっかりとした議論をへるべきと改めて感じさせられた。

市民に開かれた議会を目指すために議会報告会及び意見交換会が「なしおふれあいトーク」と銘打って開催されているが、市民の意見を直接聞ける非常に大切なものと感じた。しかし、これについては、参加者の減少が課題であるとのことで、継続していく上での工夫が必要であろう。

政治倫理条例については、平成24年度から制定に向けた検討が始められ、他市への視察、講師を呼んでの研修を経て平成27年3月議会で制定されたとのこと、こちらも制定までには約2年かかっている。特徴としては、一部の資産と税の納付状況を公開することが挙げられる。資産の公開に関しては、意見が分かれると思われることから慎重議論すべきと考える。

福生市でも制定に向け議論されている議会基本条例と政治倫理条例であるが、那須塩原市議会の視察から、深い議論を経ずに拙速に制定すべきではないと強く感じたのは私だけではないだろう。今視察で学んだことを活かし、しっかりと議論を重ねていくことで、しっかりとした条例を制定していきたい。そのことで、今回われわれの行政視察を受け入れていただいた那須塩原市議会と事務局職員の方々への御礼とさせていただきます結びとする。



(上)議場にて

● 福島県会津若松市 視察 【令和6年10月30日(水)】

1. 市の概要(令和6年4月1日現在)

(1) 面積

382.99平方キロメートル

(2) 人口

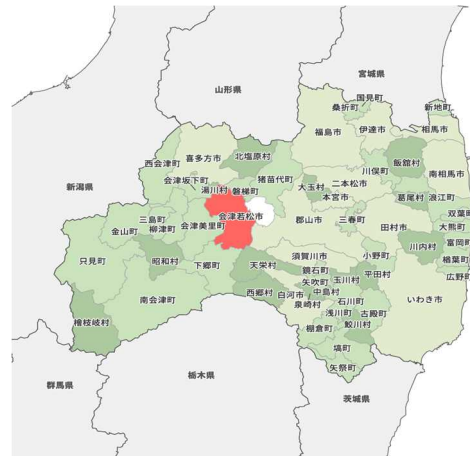
111,697人

(3) 世帯数

49,080世帯

(4) 概要

会津若松市は、福島県会津地方の東部にある市で、1899年県内最初に市制が施行された会津地方の中心都市である。人口は郡山市、いわき市、福島市について県内では4番目に多い。江戸時代には会津藩の城下町として盛え、鶴ヶ城や飯盛山など歴史的観光地となっている。また市内東側に面する猪苗代湖やその北部に位置する磐梯山など豊かな自然に囲まれた、自然景観に恵まれたまちでもあり、国内有数の観光地である。



2019年4月に市が官民連携で整備をすすめてきたICTオフィス「スマートシティ Aict(アイクト)」が開所された。これは、首都圏などのICT関連企業が機能移転できる受け皿としてオフィス環境を整備した施設で、入居企業は、令和6年5月1日現在で25社となっており、そのほとんどが一流企業である。これは、首都圏からの新たな人の流れと雇用の場の創出、若年層の定住、交流人口の増加を図り地域活力を生み出す助けとなることが期待されている。

2. 視察目的

議会運営委員会においては、議事日程、議会だよりの編集などのほかに、議会改革についての様々なテーマに取り組んでいる。その中のテーマとなっている、議会基本条例と議員政治倫理条例の制定に向けた議論は、いま活発に行っているところであり、委員各自がインターネットの活用や書物、文献を活用しての調査研究も進めている。福生市の両条例がより良いものとなるよう、実際に制定して活用している先進市を訪問し、生の声を聞き実態を調査研究することとした。

3. 調査事項

(1) 議会基本条例制定の背景と経緯について

2000年4月に施行された地方分権一括法により地方自治体の権限が強化され、議会の役割や責任も大きくなった。これを契機に、二元代表制のもと首長と議会が相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと改革へと動きだした。2007年には、任意の委員会として議会制度検討委員会が設置され、メンバーとして、外部委員として公募市民1名と学識経験者1名が参加したことは特徴と言える。議会基本条例と議員政治倫理条例の2条例を同時に制定することとし、大学教授による研修や他市への視察も行われるなどを経て2008年6月に条例制定に至った。

(2) 議員政治倫理条例制定の背景と経緯について

市町村合併後に議員によるセクハラ問題が起こったことから、条例制定に向かっいき、議会基本条例と同じ2008年6月に制定された。

(3) 市民との意見交換会について

議会基本条例の第5条に、「議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。」とあり、地区別意見交換会(5月、11月)、分野別意見交換会(適宜開催)に取り組まれている。また、

市民との意見交換会は、政策サイクルのほとんど全ての場面に関連する極めて重要な制度であり政策形成の起点と位置づけられている。

地区別意見交換会は2008年8月から令和5年11月までに28回、分野別意見交換会は2008年9月から令和6年1月までに13回開催されている。

(4) 広報広聴委員会の役目について

広報広聴委員会は、政策サイクルのステージのうち、政策研究の段階で重要な位置づけにあり、広報機能と広聴機能の2機能を発揮するための機関として設置されている。所掌事務としては、議会広報紙の編集に関すること、議会ホームページに関すること、議会と市民との意見交換会(企画立案に限る)に関することとしている。

(5) 政策サイクルに基づく議会活動について

会津若松市議会は2022年8月に通年議会を導入したことで、政策サイクルの更なる充実をはかり、政策サイクルの再設計を行った。導入前は議会閉会中に行っていた市民との意見交換会及び政策討論会の調査研究活動を、常任委員会である予算決算委員会の所管事務調査に位置付けたことで、市民の意見徴収、政策研究、予算審査、決算審査までの政策サイクルを1つの委員会で、1年間を通じて一貫して行い、専門性を高めることが可能となっている。

(6) 議会評価特別委員会について

議会活動評価モデルについて検討を行っている議会評価特別委員会は令和5年10月に設置され、委員は各常任委員会等から1名ずつ選出されている。議会基本条例に基づく議会運営が実現しているか、また、住民福祉の向上のため、議会が地域経営に関わりどのような成果を残したかという2つの領域評価を行う。一方では、二元代表制の作動に基づく政策評価として、執行機関の領域における評価と住民の領域における評価も行っている。



(上)議場にて座学の様子

(下)議場にて

*共に仮庁舎である旧会津女子高校
の職員室にて

**あなたの思い
議会に話しませんか**

第30回市民との意見交換会

～皆様のご意見をもとに市政や地域の課題を見つけ出し、政策提案につなげます～

1. 議案報告 2. 意見交換

☆9月定例会議の報告 ☆市政・議会運営に関する意見交換

【参加に当たって】「あいづかまつ広報紙」11月1日号に掲載してください。

①開始時刻【自由席】 ②開催会場
③開始時間 ④意見交換のテーマ

※居住地区に限らず、どの会場でも参加できます。

11月11日(月) 河東地区 ①18:00 【1班】 ②河東農村環境改善センター ③地域づくりについて ほか 門田地区 ①18:00 【3班】 ②南公民館 ③地域のつながりづくりについて ほか 北会津地区 ①18:30 【5班】 ②北会津支所ゼカリンホール ③地域防災について ほか	11月14日(木) 東山地区 ①18:00 【3班】 ②東公民館 ③地域防災について ほか 町北・高野地区 ①18:30 【4班】 ②北公民館 ③これからの地域のつながりづくりについて ほか 日新地区 ①18:30 【5班】 ②日新コミュニティセンター ③地域づくりについて ほか
11月12日(火) 一箕地区 ①18:30 【1班】 ②一箕公民館 ③地域づくりについて ほか 神指地区 ①18:00 【2班】 ②中央公民館神指分館 ③町内会と地域づくりについて ほか	11月16日(土) 鶴城地区 ①18:00 【2班】 ②鶴城町地集会所 ③町内会と地域づくりについて ほか
11月13日(水) 澁地区 ①18:00 【1班】 ②澁公民館 ③地域づくりについて ほか 大戸地区 ①18:00 【3班】 ②大戸公民館 ③地域のつながりづくりについて ほか 城北地区 ①18:00 【4班】 ②城北コミュニティセンター ③これからの地域のつながりづくりについて ほか	11月17日(日) 蓮敷地区 ①18:00 【2班】 ②蓮敷コミュニティセンター ③町内会と地域づくりについて ほか 城西地区 ①15:00 【5班】 ②城西コミュニティセンター ③地域づくりについて ほか 11月19日(火) 行仁地区 ①18:30 【4班】 ②行仁コミュニティセンター ③これからの地域のつながりづくりについて ほか

※あらかじめ、意見交換したい内容をお持ちの方は、市議会ホームページ、または、電話・FAXにより、「氏名・住所・電話番号・参加日程(空欄)」と併せて、議会事務局までお知らせください。

★主催★ 会津若松市議会 電話 39-1323 FAX 39-1470

(上)市民との意見交換会チラシ

*議員4～6人の班を5班づくり、各
地区ごとに担当している。

4. 所感

第17回マニフェスト大賞において最優秀議会改革章を受賞した実績のある会津若松市でも議会基本条例、議員政治倫理条例の制定には、他市への視察はもとより専門家のアドバイス等、さまざまな段階をへて、また時間も掛けて取り組んできたことが良く理解できた。

議会基本条例は、市民にとっての新たな価値創造に向け、市民参加を基軸とした政策形成を行い、まちづくりに貢献していくためのツールと議会で受け止め、市政発展への貢献を最終目的としている。市民の声を政策形成サイクルにより、政策として実現している報告事例を聞き、しっかりと運営、利活用されていると強く感じた。

政治倫理条例については、議員と市民との信頼関係を築く基盤として制定されていること、全くもって異論はない。過去の議員のセクハラが背景にあり制定されたことで、かなりしっかりした条例となっていると感じると同時に、細かく条文化されていることは、非常に参考になった。

福生市において、議会基本条例と政治倫理条例に向けた議論が続けられているが、見習う点が多々あったと思う。また、議員全員が同じ方向を向いてないなど、課題についても明らかになった。条例制定はそう簡単なことではないと改めて思わされたが、また同時に、条例の必要性も強く感じた視察となった。

結びに、会津若松市議会と議会事務局の方々に御礼を申し上げ、今回の行政視察の報告とする。